

令和3年 第3回

仙北市農業委員会総会議事録

令和3年3月5日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和3年3月5日(金)午前9時30分～

2. 開催場所 仙北市角館庁舎1階「101・102会議室」

3. 出席農業委員 (17人)

1番	佐藤	和	2番	佐藤	孝典
3番	草薨	良孝	4番	鈴木	八寿男
5番	小玉	均	6番	佐藤	一也
7番	大石	知	8番	小田嶋	比左子
9番	千葉	智永	10番	藤村	紀章
11番	青柳	良信	12番	門脇	博美
13番	齋藤	瑠璃子	14番	高橋	政敏
15番	荒木田	浩生	16番	眞崎	純孝
17番	藤村	隆清			

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5 1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等)の規定による届出について

(2) 農地の転用事実に関する回答書について

2. 議事

(1) 議案第7号

農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第8号

農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 議案第9号

現況非農地証明願に対する可否決定について

(4) 議案第10号

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

(5) 議案第11号

農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについて

(6) その他

議長 本日の出席委員は17名、欠席委員は0名です。よって本委員会は定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。(9時20分)

議長 議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてもよろしいでしょうか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは議事録署名員に5番小玉委員、6番佐藤委員を指名します。会議書記は伊藤主事を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行致します。ご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは日程4会務諸報告をお願いします。

嶋村局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》(9時25分)

議長 ありがとうございました。それでは日程5報告に入ります。事務局よりお願い致します。

嶋村局長 《農地法第3条の3第1項(相続等)による届出について》

榎尾補佐 《農地の転用事実に関する回答書について》

議長 それでは議事に入ります。議案第7号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。14番高橋代理。

14番高橋 《14番高橋代理 退席》(9時30分)

議長 それでは整理番号1番について、事務局より説明をお願いします。

榎尾補佐 議案第7号整理番号1番の内容について説明致します。農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡となります。3条無償移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は

第6 閉会

6. 事務局職員

局長 嶋村寅年子 局長補佐 榎尾健
係長 佐々木美樹子 主事 伊藤大地

7. 書記

主事 伊藤大地

8. 議事録署名員

5番 小玉均 6番 佐藤一也

9. 会議の概要

会長 これより第3回仙北市農業委員会総会を開催致します。

榎尾補佐 田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は経営規模の拡大となります。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。7番大石委員お願いします。

7番大石 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告がおわりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号1番について許可とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第7号農地法第3条の規定による許可申請整理番号1番について許可することに決定します。(9時32分)

議長 利害関係者の復席を求めます。

《14番高橋代理 復席》(9時33分)

議長 続いて、整理番号2番から6番について、一括して上程します。事務局より説明をお願いします。

榎尾補佐 それでは引き続き、議案第7号について内容の説明を致します。

整理番号2番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件となります。賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、借受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は経営規模の拡大となります。こちらは期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件となります。賃貸人は〇〇地区の〇

榎尾補佐 〇さん、借受人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は経営規模の拡大となります。こちらは期間〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条賃貸借の更新案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は経営規模の拡大となります。こちらは期間〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条使用貸借の新規案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は農業者年金受給のための経営移譲及び経営承継となります。期間は〇〇年間です。

整理番号6番、農地の所在は角館町〇〇地区、田〇〇筆、角館町〇〇地区、田〇〇筆、登記簿現況共に田、合計面積〇〇㎡、3条使用貸借の更新案件となります。貸付人は角館町〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は経営移譲年金受給のための経営移譲及び経営承継となります。期間は〇〇年間です。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。

整理番号2番について、13番齋藤委員お願いします。

13番齋藤 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号3番について、14番高橋代理お願いします。

14番高橋 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に整理番号5番について、7番大石委員よりお願いします。

7番大石 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号4番及び6番につきましては、再設定案件ですので現地確認報告は省略致します。

現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号2番から6番について許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第7号農地法第3条の規定による許可申請整理番号2番から6番について、許可することに決定します。(9時41分)

議長 次に議案第8号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

榎尾補佐 それでは議案第8号農地法第4条の規定による許可申請について説明致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿は田・原野、現況は田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、4条転用の案件となります。申請人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は露天駐車場・臨時駐車場、転用理由につきましては花見期間中に近隣が渋滞の可能性があることから申請地を一時転用し、臨時駐車場として利用することです。転用期間は許可日から〇〇ヶ月間となります。農地法上では都市計画区域内の用途地域にはいつている農地となります。農地の区分は第3種農地と判断され、原則許可となります。昨年度は〇〇月〇〇日付けで一時転用の許可を出しておりま

す。しかし新型コロナウイルスの影響で様々な行事が中止になっており、許可証を交付する際に、申請者に対してできる限りの自粛を要請した経緯があります。〇〇月〇〇日付けで許可を出しましたが、実際には一時転用は行われず、駐車場としての利用はなく、最終的には〇〇月下旬に完了したとの届け出がなされております。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告を5番小玉委員お願いします。

5番小玉 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請について、許可することに決定します。(9時45分)

議長 次に議案第9号現況非農地証明願に対する可否決定についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

榎尾補佐 議案第9号、現況非農地証明願に対する可否決定について内容を説明致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿は畑、現況は宅地、畑〇〇筆、面積〇〇㎡となります。所有者は〇〇県〇〇市にお住まいの〇〇さんです。こちらは土地計画区域内の農地となります。宅地と建物がありますが、宅地につきましては毎年仙北市と賃貸借の契約をしており、建物のほうにつきましては平成〇〇年に所有者から仙北市のほうに寄付が行われており、上の方につきましては仙北市、下の方につきましては所有者の〇〇

樫尾補佐 さんと仙北市との契約ということで、こちらの方を利用するということになります。また、こちらの方は伝統的建造物群の1部として指定されており、仙北市が主に管理を行っております。地図をご覧ください。地目は宅地、農地という扱いになった場合、今後仙北市と〇〇さんとの間で売買の契約を行うということです。また文化庁の補助事業のほうが入ることになります。こちらのほうは昭和年月日不詳当時から宅地として利用されており、家屋部分につきましては昭和〇〇年頃建てられたとのこと。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告を2番佐藤委員お願いします。

2番佐藤 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第9号の申請農地を非農地とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第9号現況非農地証明願に対する可否決定について、非農地と認めることに決定します。(9時51分)

議長 次に議案第10号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程しますが、利害関係者として私が退席します。議長に高橋代理をお願い致します。

10番高橋 《10番高橋代理 議長席に着席》(9時52分)

議長 それでは整理番号3番と4番及び12番について、事務局より説明をお願いします。

伊藤主事 事務局より説明を致します。

整理番号3番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。所有権を移転する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は西木町〇〇地区の農事組合法人〇〇代表理事〇〇さんとなります。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。自己資金での売買になります。

整理番号4番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。所有権を移転する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は西木町〇〇地区の農事組合法人〇〇代表理事〇〇さんとなります。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。自己資金での売買になります。

整理番号12番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借契約の新規案件となります。賃貸人は〇〇県〇〇市にお住まいの〇〇さん、賃借人は西木町〇〇地区の農事組合法人〇〇代表理事〇〇さんとなります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり米〇.〇俵、年額米〇.〇俵となります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告をお願いします。整理番号3番と4番について、13番齋藤委員お願いします。

13番齋藤 《現地確認報告》

議長 続いて、整理番号12番について、1番佐藤委員お願いします。

1番佐藤 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第10号整理番号3番と4番及び12番について、

このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第10号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、整理番号3番と4番及び12番については、この策定を適正と認め、承認することに決定します。(9時55分)

議長 利害関係者の復席を求め、議長を交代します。

《17番藤村委員 復席》(9時55分)

議長 次に利害関係者の退席を求めます。11番青柳委員。

《11番青柳委員 退席》(9時56分)

議長 整理番号15番について、事務局より説明をお願いします。

伊藤主事 整理番号15番について内容の説明を致します。

整理番号15番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借契約の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を4番鈴木委員よりお願いします。

4番鈴木 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第10号整理番号15番について、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第10号農業経営基盤強化促進法に基づく農用

地利用集積計画の承認についての整理番号15番については、この策定を適正と認め、承認することに決定します。(9時57分)

議長 利害関係者の復席を求めます。

《11番青柳委員 復席》(9時58分)

議長 次に利害関係者の退席を求めます。16番真崎委員。

《16番真崎委員 退席》(9時58分)

議長 それでは整理番号27番及び28番について、事務局より説明をお願いします。

伊藤主事 整理番号27番及び28番について内容の説明を致します。

整理番号27番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿は山林、現況は田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借契約の再設定案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号28番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借契約の再設定案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

双方とも備考欄に前回の契約内容を記載しておりますので、ご確認ください。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。この案件は再設定案件となりますので、現地確認報告は省略致します。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第10号整理番号27番及び28番について、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第10号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての整理番号27番及び28番については、この策定を適正と認め、承認することに決定します。(9時59分)

議長 利害関係者の復席を求めます。

《16番真崎委員 復席》(10時)

議長 次に利害関係者の退席を求めます。6番佐藤委員。

《6番佐藤委員 退席》(10時)

議長 整理番号45番について、事務局より説明をお願いします。

伊藤主事 内容の説明を致します。

整理番号45番、農地中間管理事業による賃貸借案件となります。農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、農業公社との利用権設定となります。賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を1番佐藤委員よりお願いします。

1番佐藤 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号45番について、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第10号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての整理番号45番については、この策定を適

正と認め、承認することに決定します。(10時1分)

議長 利害関係者の復席を求めます。

《6番佐藤委員 復席》(10時2分)

議長 それでは、議案第10号整理番号3番、4番、12番、15番、27番、28番及び45番を除いて、一括して上程します。事務局より説明をお願いします。

伊藤主事 引き続き、内容の説明を致します。議案第10号につきましては所有権移転が5件、新規の利用権設定が14件、再設定が14件、中間管理事業が17件の合計50件となります。説明案件につきましては、すでに説明案件が済んでいるものを含めると、整理番号1番から19番まで、また34番から50番までが対象となっております。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。所有権を移転する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円、自己資金での売買となります。

整理番号2番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。所有権を移転する者は〇〇市にお住まいの〇〇さん、所有権の移転を受ける者は西木町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円、自己資金での売買となります。

整理番号5番、農地の所在は西木町〇〇地区・〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。所有権を移転する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は西木町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円、

伊藤主事

自己資金での売買となります。

整理番号6番からは利用権貸借の新規案件となります。

整理番号6番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿は牧場、現況は畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借契約の新規案件となります。賃貸人は秋田県知事、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は畑、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。こちらは県営地のため、秋田県知事の名前での契約になります。

整理番号7番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借契約の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号8番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借契約の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。こちらは今実施中の〇〇地区の補助整備の対象農地で、昨年度事業が終わり、一時利用指定面積が〇〇㎡、新しい面積に10a当たり〇〇円を計算しての年額となります。

整理番号9番、農地の所在は田沢湖〇〇地区・〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借契約の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。こちらも〇〇地区の補助整備の実施農地で、昨年度事業が行われております。申請農地のうち、〇〇が整備外、その他が事業の農地となります。〇〇

伊藤主事

を除く一時利用指定面積が〇〇㎡、年行事の整備外と整備内で10a当たり〇〇円で計算して、年額を出しております。

整理番号10番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借契約の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号11番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、田〇〇㎡、畑〇〇㎡、合計面積〇〇㎡、賃貸借契約の新規案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田・畑、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。1部使用貸借が0円契約となっており、そちらを差し引いて年額を計算しております。

整理番号13番、農地の所在は〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借契約の新規案件となります。賃貸人は〇〇地区の共有地代表者〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。共有地となりますので、持分のほうは備考欄に記載しております。

整理番号14番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借契約の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号16番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借契約の新規案件となります。賃貸人は角館町

伊藤主事 ○○地区の相続人代表者○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり米○.○俵、年額米○.○俵となります。

整理番号17番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、賃貸借契約の新規案件となります。賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号18番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、賃貸借契約の新規案件となります。賃貸人は角館町○○地区の相続人代表者○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号19番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、賃貸借契約の新規案件となります。賃貸人は西木町○○地区の相続人代表者○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。ここまでが新規の利用権設定となります。

ここからは農地中間管理事業の案件になります。

整理番号34番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、田沢湖○○地区の○○さんから農業公社を通して同じく○○地区の株式会社○○代表取締役○○さんへの賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号35番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○

伊藤主事 ○筆、合計面積○○㎡、田沢湖○○地区の○○さんから農業公社を通して同じく○○地区の農事組合法人○○代表理事○○さんへの賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号36番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、田沢湖○○地区の○○さんから農業公社を通して同じく○○地区の農事組合法人○○代表理事○○への賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号37番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、田沢湖○○地区の○○さんから農業公社を通して同じく○○地区の農事組合法人○○代表理事○○さんへの賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号38番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、田沢湖○○地区の○○さんから農業公社を通して同じく○○地区の○○さんへの賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。こちらも昨年度事業が行われており、○○地区のほ場整備事業の対象農地となります。申請の際にまだ仮面積、仮地番が公表されていなかったため、今回10a面積のほうに年額を計算しておりますが、このあと一時利用指定仮面積のほうで年額を変更するというようになります。

整理番号39番、農地の所在は○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、田沢湖○○地区の○○さんから農業公社を通して同じく

伊藤主事 ○○地区の○○さんへの賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号40番、農地の所在は○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、田沢湖○○地区の○○さんから農業公社を通して田沢湖○○地区の○○さんへの賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号41番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、○○市にお住まいの○○さんから農業公社を通して田沢湖○○地区の○○さんへの賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号42番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、○○市にお住まいの○○さんから農業公社を通して西木町○○地区の○○さんへの賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号43番、農地の所在は西木町○○地区・○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、西木町○○地区の相続人代表者○○さんから農業公社を通して田沢湖○○地区の農事組合法人○○代表理事○○さんへの賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号44番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、西木町○○地区の相続人代表者○○さんから農業公社を通して田沢湖○○地区の○○さんへの賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号46番、角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面

積○○㎡、角館町○○地区の○○さんから農業公社を通して同じく○○地区の○○さんへの使用貸借案件となります。利用目的は田、期間は○○年間です。小作料はお金ではなく物納での相對の契約のため、使用貸借0円での契約となります。

整理番号47番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、角館町○○地区の相続人代表者○○さんから農業公社を通して○○さんへの契約となります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。申請農地○筆ございますが、○○番地が10a当たり○○円、○○番が使用貸借0円での契約となります。こちらはこれから事業貸借を予定している○○地区のほ場整備事業実施予定地となります。また昨年○○月から○○ヶ月間の公示を行いまして、共有者不明農用地等に係る公示が済んでいる農地となります。

整理番号48番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、西木町○○地区の○○さんから農業公社を通して同じく○○地区の○○さんへの賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。面積○○㎡ということで、○○㎡ほど足りないですが、調整して年額○○円となるようにしております。

整理番号49番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、西木町○○地区の○○さんから農業公社を通して西木町○○地区の○○さんへの賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は○○年間、10a当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号50番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、西木町○○地区の○○さんから農業公社を通して

伊藤主事 西木町〇〇地区の〇〇さんへの賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番及び11番について、10番藤村委員よりお願いします。

10番藤村 《現地確認報告》

議長 整理番号2番、5番、48番、49番及び50番について、13番齋藤委員よりお願いします。

13番齋藤 《現地確認報告》

議長 整理番号6番及び14番について、3番草薙委員よりお願いします。

3番草薙 《現地確認報告》

議長 整理番号7番及び34番から37番について、15番荒木田委員よりお願いします。

15番荒木田 《現地確認報告》

議長 整理番号8番から10番及び38番について、7番大石委員よりお願いします。

7番大石 《現地確認報告》

議長 整理番号13番及び39番から42番について14番高橋代理よりお願いします。

14番高橋 《現地確認報告》

議長 整理番号16番から18番及び46番、47番について5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉 《現地確認報告》

議長 整理番号19番について、12番門脇委員よりお願いします。

12番門脇 《現地確認報告》

議長 整理番号43番、44番について、1番佐藤委員よりお願いします。

1番佐藤 《現地確認報告》

議長 整理番号20番から26番、29番から33番については、再設定案件ですので、現地確認報告は省略させていただきます。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので議案第10号整理番号3番、4番、12番、15番、27番、28番、45番を除いて、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第10号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての整理番号3番、4番、12番、15番、27番、28番、45番を除いて、この策定を適正と認め、承認することに決定します。(10時34分)

議長 次に、議案第11号農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願についてを上程します。説明をお願いします。

佐々木係長 議案第11号について説明を致します。生前一括贈与に関しましては受増者が贈与を受けた農地を行っているかどうかの確認が必要となっています。資料の一覧表において、23名の方が納税猶予を受けており、3年間の猶予継続となっております。今月の15日に猶予の期限が切れることから事前に各地区の担当委員の皆様を確認をお願いしておりました。問題がない場合は会長名で証明を税務署等に報告することになります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 説明が終わりました。各地区の担当区域内で猶予を受けている方の農業経営状況、耕作状況等が的確であるか、不適格な方がいる場合は、担当委員の発言を求めます。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、申請のとおり証明することでご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第11号農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願については、申請のとおり証明書を交付することに決定します。

(10時36分)

議長 これで予定議案が終了しました。協議・連絡事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

嶋村局長 協議事項 (1)令和3年度仙北市農作業標準賃金(案)について

議長 次に農地専門委員会鈴木委員長より委員会開催時の概要についてお願いします。

鈴木委員長 《報告説明》

議長 何か質問等ありませんか。

『異議無し』の声あり

議長 無いようですので、このように決定します。(10時42分)

議長 次に協議事項(2)農地中間管理事業に係る手続きの改訂(見直し)について事務局より説明をお願いします。

伊藤主事 「農地賃借料情報について」

協議事項 (2)農地中間管理事業に係る手続きの改訂(見直し)について

嶋村局長

連絡事項 今後の日程について

3月18日(木) 午後3時30分～

第4回農業委員会総会 (角館庁舎1階 101・102会議室)

3月25日(木) 午前9時～

農用地利用調整会議 (角館庁舎1階 101・102会議室)

4月9日(金) 午前9時～

第5回農業委員会総会 (角館庁舎1階 101・102会議室)

議長 協議・連絡事項やその他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、これで令和3年第3回仙北市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。(10時59分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。

令和3年3月5日

議長

署名員 5番

署名員 6番